

製造物責任法における欠陥の概念

市原正隆

- 一 はじめに
- 二 欠陥の定義
- 三 欠陥の分類
- 四 欠陥の判断要素
- 五 欠陥の判断基準
- 六 おわりに

注

参考文献

参考判例

一 はじめに

製造物責任法は、製造物責任について定める法律である。ここに製造物責任とは、使用する製品に安全性を欠く欠陥があり、これが原因で生命・身体や物に被害が生じた場合に、被害者が欠陥を理由としてその被害の賠償をその製品の製造業者等（以下、製造者という）に請求ができ、製造者はその被害について損害賠償の責任を負

うことである。

製造物責任についての考え方は、一九六三年、アメリカ合衆国におけるカリフォルニア州最高裁判所判決（グリーンマン判決）で、製造物責任原則の厳格責任（Strict Liability）を採用する¹⁾ことよって確立した。

グリーンマン判決（Greenman V. Yuba Power Products, Inc.）要旨は以下の如くである。

アメリカにおける厳格責任のリーディングケースは、電動工具を使用して作業をしていたグリーンマンが、製品の欠陥が原因で頭部に重傷を負った事件につき、「市場に流通する製品の製造業者が、欠陥について検査が行われないまま当該製品が使用されることを知り、かつ、当該製品に人の生命又は身体に被害を及ぼすおそれのある欠陥があることが立証されたときは、その製造業者は不法行為としての厳格責任を負う。すなわち原告が、当該製品を本来の用途に使用しているときに、その設計上又は製造上の欠陥によって損害を被ったことを立証すれば、その製造業者が賠償責任を負うものである」とされた。

この厳格責任の考え方は、判例法を条文の形に編集し、再記述

(Restate) した一九六五年第二次不法行為法リステイメント第四

〇二A条において整理された形でとりまとめられ、全国の標準的

ルールとされるようになった。⁽¹⁾ここに厳格責任とは、欠陥製品を市

場に出した製造業者は、それによって被害が生じた場合には、過失

の有無にかかわらず責任を負うべきであるとする無過失責任主義の

ことである。また、製造物責任は、プロダクト・ライアビリティ

(Product Liability) と称されたことから、わが国でも製造物責任に

ついてPLと略し、製造物責任法については、一般にPL法と略称

して呼ばれている。

欧州連合においては、一九八五年七月二五日、欠陥製造物につい

ての責任に関する加盟国の法律、規則及び行政の調整のための閣僚

理事会指令（以下、EC指令という）が採択され、各加盟国に無過

失責任を中核とした製造物責任制度の立法化が義務づけられた。

EC指令の要旨は、以下の如くである。

法制度や法慣行のみならず経済の成熟度なども異なる旧ECの

国々が、共同体市場創設の一環として製造物責任に関する統一的立

法を行うため、二〇年弱もの長い年月をかけて閣僚理事会による指

令を行なうに至った。その主な内容は、工業的に生産された動産の

欠陥（すべての事情を考慮した上で正当に期待されるべき安全性を

有していないこと）により損害を与えたときは、製造者がその責任

を負うが同時に開発危険の抗弁や部品製造業者の抗弁を認めるとい

うものである。これらは、わが国における製造物責任法の制定に当っ

ても大いに参考にされた。⁽²⁾

また、ECとの市場統合をめざす欧州自由貿易連合(EFTA)加

盟国もEC指令にそった製造物責任制度の立法化を行っている。

ECおよびEFTA加盟国等における製造物責任立法の動向につ

いては、国民生活審議会消費者政策部会（以下、国生審という）報

告の参考資料に詳しいが、ここでは簡単な紹介にとどめる。⁽³⁾年度は

制定時、資料は一九九三年二月二二日現在である。

EC

イギリス（消費者保護法）一九八七年。ギリシャ（省令）一九八

八年。イタリア（大統領令）一九八八年。ルクセンブルク（法律）

一九八九年。デンマーク（法律）一九八九年。ポルトガル（政令）

一九八九年。ドイツ（法律）一九八九年。オランダ（民法改正）一

九九〇年。ベルギー（法律）一九九一年。アイルランド（法律）一

九九一年。フランス（民法改正）法案審議中。スペイン（法律）法

案審議中。

EFTA

オーストリア（法律）一九八八年。ノルウェー（法律）一九八八

年。フィンランド（法律）一九九〇年。アイスランド（法律）一九

九一年。スウェーデン（法律）一九九一年。スイス（法律）一九九

二年。リヒテンシュタイン（法律）一九九三年。

その他

ブラジル（消費者擁護法）一九九〇年。フィリピン（消費者法）

一九九二年。オーストラリア（事業行為法改正）一九九二年。中国

(産品質量法) 一九九三年。

以後、多くの国が立法化に踏み切っている。この背景には、近代以前の社会の取引形態が一对一の相対取引であったことから、製品の欠陥については注文主は直接製造者にクレームの申し込みができ、契約の債務不履行として処理することができた。ところが現代社会は、大量生産、大量消費の取引形態社会であって製造者は顔の見えない消費者に対して大量に製品を製造し、消費者は複雑な流通経路の末端で顔の見えない製造者のその製品を購入することになるわけである。

したがって、その製品の欠陥による事故があつたとしても、被害者が直接製造者にクレームを申し入れ、直接救済がなされることは少なく、製品を直接販売する業者との間で解決がはかられてきたが、甚大な被害の場合には法廷での決着をはかるほかはなかった。この場合、被告となる販売者は、必ずしも大手業者ばかりとは限らず、おおかたは零細な個人企業が多く十分な賠償能力に欠ける点や、裁判において被害者が直接製造者の責任を追求しようとしても、加害者である製造者の過失を証明しなければならず、現代の生活消費用品は高度な科学技術に裏付けられており、到底一般人の及ぶところではなく、いずれもその責任を追求することが困難な状況である。

このため、既存の法制度では消費者の被害について十分な救済ができないことから、新しい立法の必要性にせまられていた。

また、世界中に貿易が拡大され、国際的にもさまざまな国の製品が多種多量に流入するにつれて、多くの欠陥製品に対するトラブル

もまた続発し始めて消費者および製造者の双方とも貿易輸出先である相手国の法制度、ことに製造物責任法の理解が必要不可欠の問題となつてきたことも各国の立法に拍車をかけた理由である。

わが国においても、一九五〇年代半ば以降、森永ヒ素ミルク中毒事件、カネミ油症事件、スモン病事件、サリドマイド事件などの食料品、医療品の欠陥による大規模な被害が続発し、一九六九年にカネミ油症に関わる訴訟が提起されて以来、スモン訴訟、クロロキン訴訟などの欠陥医薬品による民事訴訟があいついで起つた。そのほか一九六九年から一九七四年までの間に、アメリカへ輸出した自動車に重大な欠陥があつたことから、「欠陥車問題」が発生して、欠陥製品による事故が大きな社会的問題として注目を浴びるようになった。このような深刻な事件の経緯を契機として、被害者の救済をはかることを第一の目的として、従来の不法行為法における過失責任主義を修正し、欠陥製品の製造者の無過失責任を認め、製品事故の分野に「欠陥」を要件とする新たな責任ルールを導入しようとする考え方が主張されるようになった。

内閣総理大臣の諮問機関である国生審は、一九七三年から消費者被害の救済について審議を開始し、一九九三年一月、製造物責任制度を法制化すべき旨の答申を行った。これを一つの契機として、法制定への動きが加速され、一九九四年二月一四日に閣議決定後、同年四月、国会に提出され衆議院商工委員会に付託された。同年六月一六日に衆議院本会議で可決された後、さらに参議院商工委員会で集中審議の結果、同年六月二二日、参議院本会議で可決成立し、

同年七月一日に公布された。そして、附則第一項の規定により、一九九五年七月一日から施行されることとなった。

製造物責任法における概要は、次のとおりである。

製造物責任法

第一条(目的) この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身

体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条一項(製造物の定義) この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

第二条二項(欠陥の定義) この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

第二条三項(製造業者等の定義) この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一、当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者(以下単に「製造業者」という。)
- 二、自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、

商号、商標その他の表示(以下「氏名等の表示」という。)をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三、前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

第三条(製造物責任) 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

第四条(免責事由) 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

- 一、当該製造物をその製造業者等が引き渡したときにおける科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。
- 二、当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

第五条（期間の制限） ① 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

② 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

第六条（民法の適用） 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二九年法律第八九号）の規定による。

附則

第一項（施行期日等） この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

第二項（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正） 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三六年法律第一四七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五〇年法律第九四号）」を、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五〇年法律第九四号）及び製造物責任法（平成六年法律第八五号）」に改める。

ここに、製造物責任法第一条にいう目的とは、製造物の「欠陥」によって損害を受ける被害者の保護と救済である。しかし、その要件を構成する「欠陥」とはいかなる概念でとらえたらよいのであろうか。製造物責任において、過失責任主義から無過失責任主義に転換する中で最も重要な要素となる「欠陥」は、本法第二条二項に規定されている。その定義、分類、判断要素、判断基準はいかなるものであるかを、海外諸国の欠陥概念やわが国の過去の判例を比較検討しながら考察し、明らかにしてゆきたい。

二 欠陥の定義

本法第二条二項にいう製造物の「欠陥」とは、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうが、同時に、これを判断する場合の「製品特性」、「通常予見される使用形態」、「製品の引き渡し時期」及び「製品に係る事情を考慮」すべきことを規定している。

この、いわゆる「欠陥」(Defect)は、明らかに安全性の問題であり、それゆえ製品の性能等に瑕疵（製造上の瑕疵 Production Error）があったとしても安全性と無関係であるならば「欠陥」とはいえず、製造物責任法の対象外である。換言すれば、製品に何等欠陥がなければ製造者が責任を負わせられることはない。

さらに、安全性の程度が問題となるが、絶対的安全性を求めるものではなく、通常人 (Reasonable Man) がその製品に期待する程度の安全性でたりのものである。

一九八一年一二月、国生審は「製品関連事故による消費者被害の

救済について」という報告の中で、欠陥概念の定義は、EC指令等を参考にされるべきであるとしている。EC指令における欠陥の定義は「(1)製造物の外観、(2)合理的に予測可能な使用、(3)流通過程に置かれた時期の三点を含むすべての事情を考慮した上で、正当に期待されるべき安全性を有しないこと」をいうが、後日よりよい製造物が流通過程に置かれたことだけをもって欠陥があるとは見なされないものとされる(第六条)。さらに、アメリカのリステイトメント

第四〇二A条の場合は、単に「不合理に危険な」(Unreasonably Dangerous)状態をいうものとされる。その意義は、「当該製造物の性質に関して、社会一般の通常の知識を有する平均的な消費者である購買者が予想するより危険な」状態をいう(同条コメント)。

これらの欠陥の定義の内容は、いずれも本項と基本的に同趣旨であると考えられる。⁽⁴⁾しかしながら、これらの説明をもってしても、依然として「欠陥の概念」は判然としなないといわざるを得ない。

国生審は「欠陥概念は、裁判規範であると同時に、製造者、消費者それぞれにとっての行為規範としても機能するものであることから、欠陥の有無の予測可能性を高めていく観点」から、EC指令が例示するもの以外にも欠陥判断要素及び欠陥判断基準を可能な限り示して概念の明確化をはかることが望ましいとした。以下項目として列挙すると、(1)製品の効用・有用性、(2)製品の価格対効果、(3)技術的実現可能性、(4)被害発生の蓋然性と程度、(5)使用者による被害発生防止の可能性、(6)製品の通常使用期間・耐用期間等があげられている。

これに対し、法制審議会民法部会財産法小委員会は、一九九三年一二月の報告の中で「欠陥の定義及び判断のための考慮事情の明確化は、その有用性を否定するものではないが、その定義を法律上明記する規定を設けることは実際上困難であり、民事実体法上の他の法規範のあり方にかんがみると必ずしもその必要性があるとはいえない」として、判断要素を詳細に明示することには消極的な見解を示した。

結局、製造物責任法は法制審の見解を採用し、EC指令とほぼ同内容の規定となった。すなわち、欠陥の具体的内容が、製造物の種類や事故等によって様々な態様となることから判断要素の具体的明示は非常に困難であり、仮に個別的、具体的明示が可能であるとしても、それによって利益を受けるのは、目的とする被害者よりもむしろ製造業者側に、より有利に展開作用する口実を作らせる可能性があること等を勘案するならば、明示によらず、裁判における訴訟の実務的運用に委ねたことは妥当であろう。⁽⁵⁾しかしながら、わが国の訴訟では職業的裁判官による規範的判断が期待されるとしても、今後の解釈運用の幅が大きいだけ判決のバラツキは否定できず、今後の課題として注目すべき点である。

三 欠陥の分類

一般に製造物の欠陥を分類する場合、設計上の欠陥、製造上の欠陥及び指示・警告上の欠陥に分けられて判断の基準とされる。すで

に欧米でも、設計上の欠陥 (Design Defects)、製造上の欠陥 (Manufacturing Defects)、警告・表示上の欠陥 (Defective Warnings) の三類型に区別して検討するのが通常となっている。

(一) 設計上の欠陥

製造物の設計段階から安全性への配慮が欠け、安全面における構造的な問題が生じたために、製造された製品が欠陥を有するものとなった場合である。この場合、製造者は、安全性に関する選択を通常人の立場から判断したかどうか重要な鍵となる。

わが国の判例としては、代表的な例として、軽自動車の助手席に背もたれ前倒防止装置がないものにつき争った、背もたれ前倒事件 (横浜地裁判決昭和五〇年二月四日) の判例を通して考察する。

事案

軽四輪乗用車の後部座席に腰かけ、腕を助手席背もたれにかけて、前かがみの姿勢で乗車していた被害者である原告Aが、車の急停車による衝撃によって身体が前のめりとなり、これとともにこの背もたれも前に倒れたため負傷したとして、運転者Bのほか、助手席に背もたれ前倒防止装置のない欠陥車両を製造した自動車メーカーCと、このような欠陥のある車両を販売した販売業者Dに対して不法行為による損害賠償を請求したものである。

判示

本件事故につき、運転者Bの過失責任は肯定されたが、これに加えて自動車メーカーについても「欠陥の有無および製造者として安

全車製造義務を果たしたか否かの判断は、道路運送車両法、運輸省令第六七号に定める保安基準に適合するものであって、かつ、製造当時の工学基準に照らし可能な限り、予見可能な危険に対する防止策を講じたか否かによって決するのを相当とすべきである。そうすると、既に認定したとおり本件車両製造当時、助手席背もたれ前倒防止装置のないことによる危険は予見でき、しかも右装置を設けることも技術上可能であったにもかかわらず、右装置が装備されていなかったのであるから、本件車両はいわゆる欠陥車といふべきであり、かような車両を製造した被告Cには安全車を製造すべき義務を怠った過失がある」として、過失責任を認めた。

しかし、右車両を販売した自動車販売会社Dについては、「自動車販売会社は自動車の販売とアフターサービスを主たる業務とし、仕様書記載の構造、装備、性能等を有する製品を販売すべく、それに必要な限りでの点検、整備のための技術者や設備を保有しているに過ぎず、製造者のように設計や構造、装置、性能等の決定に携わることもないので、これらの点についての安全性の追求、確保に必要な高度に専門的な技術者も実験設備等もかかえていないことは、公知の事実である。そして両者の業務内容の差異に着目すれば……製造者と同程度の子見及び結果回避義務を要求することも相当でない」として過失を認めなかった。

本件事故の過失割合は、被害者が五割、運転者が二割、自動車メーカーが三割とした。

参照条文 (民法第七〇九条)、出典 (判タ三二四号二六八頁)

賠償額全額(五五一万円但し過失相殺あり)

控訴審(昭和五二年七月四日、東京高裁判決)

上告審(昭和五三年七月二五日、最高裁第三小法廷判決)

本件は、昭和五〇年の事案であり未だ製造物責任法のなかった時代であつて、欠陥における条文はすべて民法第七〇九条(不法行為の要件)故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス)によつて判断された。しかしながら、本件は本法(PL法)の下においても、確かに背もたれの本来の用途はその座席に座つた者の背中を支えるためのものであるが、副次的な用途として急停車の場合に後部座席の者を支えるという機能があるわけであり、したがつて前倒防止装置を付けておくべきことは通常の社会通念上当然のことであるから、これを備えられていない自動車には欠陥があると認めてよいというわけである。⁽⁶⁾

その他、除雪中に、安全を確保するためのグリップがないドーザを運転中転倒して負傷した、除雪用ドーザ事件(長野地裁判決 昭和六一年三月二七日)や耐火性をほとんど考慮せずに設計したサウナ風呂の入浴客が煙による一酸化炭素中毒で死亡した、サウナ風呂火災死亡事件(東京地裁判決 昭和五五年四月二五日)などがある。

アメリカ合衆国が採用する厳格責任理論においても既に述べた如く設計上の欠陥(Design Defects)には、製造物の設計が損害を惹起する直接的な欠陥ではなく、他の原因によつて惹起された損害の程度を拡大する性質の危険性を有していた場合において、製造業者は責任を負うのであろうか。この問題は、一般に、「二次衝突(Secondary Collision)」あるいは「耐衝突性(Crashworthiness)」と呼ばれ、自動車の設計欠陥に関して最も典型的に現れている。

まず、一九六六年、第七巡回区連邦控訴裁判所は、エヴァンス事件判決(Evans v. General Motors Corp.)において、自動車の衝突は製造物の「意図された用法(Intended Use)」ではなく、自動車製造業者は、自動車の設計以外の原因によつて惹起された事故に対する安全性を確保するよう自動車を設計する義務はないものと判示した。すなわち、エヴァンス事件判決は、二次衝突に対する製造業者の責任を否定し、製造業者は自らの製造物の設計によつて直接引き起こされた事故による損害についてのみ責任を負うものと判断したのである。これに對して、一九六八年、第八巡回区連邦控訴裁判所は、ラーセン事件判決(Larsen v. General Motors Corp.)において製造業者は、製造物の「意図された用法」のみならず「予見可能な用法(Fore Seeable use)」にとつての安全性をも確保するよう製造物を設計する義務を有しており、自動車の衝突はその「予見可能な用法」にあたるものとして、二次衝突に対する製造業者の製造物責任を肯定した。そして、一九七七年、第七巡回区連邦控訴裁判所もハフ事件判決(Huff v. White Motor Co.)において、エヴァンス事件判決を覆し、ラーセン事件判決の立場に従ふことになった。

現在、二次衝突に対する製造業者の責任は、大部分の州において肯定されており、ウェストバージニア州およびノースカロライナ州においてのみ、これを否定する立場が維持されている。⁽⁸⁾

(二) 製造上の欠陥

設計・仕様ともに安全であっても、製造物の製造過程において設計・仕様に要求されるとおりの製造がなされず、例えば、大量生産の過程で生ずる少数の不完全な製品が品質検査においても、たまたま通過して市中に出まわった場合や手抜き、粗悪な材料、作業ミスなどで安全面に問題がある場合がこれにあたる。

判例としては、溶接や鉄板加工が劣悪なため爆発するに至った、キュポラ爆発事件（大阪地裁判決 昭和五五年一〇月三〇日）につき、判示を通して考察する。

事案

キュポラ（水冷式冷風溶銑炉）の爆発事故について、その販売会社に対して損害賠償を請求した。

判示

「本件キュポラのジャケット部の鉄板の溶接、炉本体との溶接は、全く開先がとられておらず、鉄板外側から片面のみを溶接し、内側面の溶接は全くなされていなく、鉄板の加工と成形の工作が適切でなく、また、肉厚不整であり、溶接金属の断面には無数のブローホール……が発生し、さらに溶接金属が接合する両板の端面に全然到達していない。このようなジャケット部の成形、溶接不良、時間疲労及び冷却水の循環不全によるジャケット内の圧力の発生などが、本件爆発原因であり、被告会社は右のような欠陥品を販売したのであるから、不法行為に基づき損害を賠償する義務がある」として、そのキュポラを製造販売した会社に不法行為による損害賠償責任を認

めた。

参照条文（民法第七〇九条）、出典（ジュリ七三七号六頁）
賠償額（二九三二万円大阪高裁にて原判決変更部分）

控訴審（昭和五九年一月二五日、大阪高裁判決）

右判示によれば、製造物であるキュポラは、製造上の欠陥により生産設備として通常有すべき安全性を明らかに欠いていることから、製造物責任法上の欠陥が認定されるべき事例であり、その製造業者に対して製造物責任を追求することができるものと考える。

(三) 指示・警告上の欠陥

製品の使用にとまなう注意書や取扱説明書について、発生する可能性のある危険を回避するための指示や警告が抜けていたり、不十分な内容であったり、わかりにくい表現方法である場合で、しばしば医薬品にその事案が見受けられる。判例としては、結核の特効薬であるストレプトマイシンの投与によって耳が聞こえなくなった、ストマイ副作用事件（東京地裁判決 昭和五三年九月二五日）やアメリカで販売されていた同種の成分のカビ取り剤には取扱上の注意があつたのに、わが国で販売された製品にはそのような表示が全くなく、その結果通常の使用方法により使用した被害者が呼吸困難におちいる等の発症事例における噴霧式カビキラー事件（東京地裁判決 平成三年三月二八日）などがある。代表例として、噴霧式カビキラー事件につき、判例を通して考察する。

事案

原告は昭和五七年一〇月ころから五八年六月ころにかけて自宅風呂場で三、四月に一回位噴霧式のカビキラーを使用した。その度に咳き込み、喉や胸の痛みを覚え、しばらくして咳と少量のタンが出、歩行時に呼吸困難に陥るようになり、そのうち胸に強い痛みを覚え、呼吸困難も激しくなって談話や日常の起居動作まで困難となり、安静にしても息が止まりそうになるといふ状態になり、本件カビキラーの使用を中止してからも症状は続いた。これは気管粘膜に不可逆的变化が生じたもので、体調は未だ十分に回復していないとして、その製造会社に対して損害賠償を請求した。

判示

まず、因果関係については、「原告はカビキラーの使用に伴い、薬液を相当程度吸入していた可能性があること、右認定の本件急性疾患の症状の発生と原告によるカビキラーの使用時期とが矛盾しないこと、カビキラーの成分である次亜塩素酸ナトリウムや水酸化ナトリウムには本件急性疾患のうち吸入直後の背咳、タン、咽頭部の灼熱痛から、一時的な呼吸困難という症状を生じさせる可能性のあることは否定しえない……原告を診察した医師のうちには、本件急性疾患の症状の一部の原因としてカビキラーを疑っていた者もいたこと」などから、原告の症状とカビキラーの使用との間には因果関係があると認定した。

次に「原告はカビキラーを使用したところ、その直後にカビキラーが原因で咳が出たり、咽頭部の灼熱痛や一時的な呼吸困難に陥ったりしたことがあったところ、右は単なる一過性の刺激、不快感にと

どまらず、健康上の被害というべきである……被告は家庭用カビ取り剤カビキラーを製造販売するものであるが、前期認定のとおり、カビキラーの容器は噴霧式であり、そのため薬液の一部が空気中に飛散、拡散し、使用者が薬液の一部を吸入するおそれがあること、カビキラーの成分である次亜塩素酸ナトリウムや水酸化ナトリウムは人の気道に傷害を与える有害な物質であること、また、カビキラーは、日用雑貨品として大量に販売され、一般人が日常的に使用するものであることに鑑みると、被告は、カビキラーの製造、販売に当たり、人の生命、身体、健康に被害を及ぼさないよう注意すべき義務を負っている」とした。また、被告がカビキラーの製造販売を開始した当時、その容器を泡式（噴霧式）に比べて薬液が空気中に飛散しにくい（の）ものを用いることも十分に可能であったとし、さらに「カビキラーと同じ成分でアメリカで販売されているカビ取り剤タイレックスには、製品の外箱に呼吸に影響を及ぼした場合の処置や心臓病や喘息のような呼吸器障害、慢性気管支炎、気腫、肺疾患の人は使用してはならないことなどに関する記載があるが、本件で使用されたカビキラーの外箱にはそのような記載はない」とし、結局のところ、被告はカビキラーの製造販売に当たり、その注意義務を懈怠したとして、過失が認定された。

参考文献（民法第七〇九条） 出典（判時一三八一号二一頁）

賠償額（七〇万円）

本件は、製造物責任が問題となり得る典型的な事例である。このような場合、まず製造物としてのカビキラーの欠陥が問題となる。

判示に従えば、家庭において日常使用される製品に健康に被害を与える薬剤を含んでおり、しかも被害を与えるおそれの少ない容器を選択することが可能であったというわけであるから、設計上の欠陥の存在が疑われる。加えて、同様の成分を含むアメリカの製品には、詳細に指示・警告が製品に記載されていたのに、本件製品にはそのような記載はなかったという点は、指示・警告上の欠陥があったのではないかと考えられる。

このようにして、本件カビキラーの製造物の特性を考慮すると、これに欠陥があったと認定することができ、次にこれと被害者の症状との因果関係が問題となり得るわけであるが、右の判示によれば、これも肯定できるというのであるから、本件のようなケースは、製造物責任法の下においても製造物責任が認められるものと思われる。⁽⁹⁾

アメリカ合衆国における警告上の欠陥は、製造物の設計や製造に欠陥は存在しないが、その製造物が適切な警告や指示を伴っていないことによって、製造物そのものが欠陥を有するものと評価される場合である。この警告上の欠陥は、警告や指示が不適切と判断された場合において、その製造物のすべてが警告上の欠陥を有することになる点、および欠陥の存在を判断するにあたって、警告の適切性に対する価値評価を加えざるをえない点において、設計上の欠陥と類似した性質を有している。

特に、警告上の欠陥に関しては、消費者にとって明白な製造物の危険についても製造業者は警告義務を有しているのかということが

問題となる。この点について、一九五七年のコロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所判決であるジャミソン事件判決 (Jamison v. Woodward & Lothrop) は、ゴム・ロープを用いた運動用具に関し、そのゴム・ロープが手足から外れ、ゴムの伸縮性によって利用者が負傷する可能性のあることは明らかであり、運動用具の製造業者は、そのような明白な危険についてまで警告義務を負うものではないとする判断を下している。そして、このような明白な危険について製造業者の警告義務を否定する考え方は、多くの州の受け入れるところとなっているが、いかなる危険をもって明白な危険と解するかにつき、困難な問題が残っている。⁽¹⁰⁾

いずれにせよ、警告上の欠陥の問題は、第五巡回区連邦控訴裁判所による一九七三年のボレル事件判決 (Borel v. Fireboard Paper Products corp.) の示すように、製造物についての知識を有しない消費者が、製造物の効用や便益と被害の危険とを自ら比較衡量し、その製造物の使用について判断できるようにするため、専門業者である製造業者が十分な情報を消費者に提供したか否かという問題に帰着するといえる。

四 欠陥の判断要素

本項は、欠陥を判断する要素として、次の三つの類型を考慮事情として例示している。すなわち、(1)製造物の特性、(2)使用形態、(3)引渡時期である。もちろん、この三つの類型が欠陥を判断する要素

のすべてではなく、これらはいずれも例示的であり、かつ、過去の判例において例外なくその検討対象となっているものである。

つまり、検討事項として普遍性があり、かつ客観的で抽象的な判断要素であるが、個別のケースにおいては他に検討すべき対象が存在することは想像に難くない。むしろ、それぞれの事案に対して、「その他の当該製造物に係る事情」の中で考慮されるべきであろう。

欧米においても、欠陥の判断要素については、E.C指令第六条一項に明示されている。すなわち、(1)製造物の形相、(2)合理的に予期しうる製造物の使用、(3)製造物が流通過程に置かれた時期である。

また、アメリカ合衆国においても、ウェードの七要素⁽¹¹⁾として示されている。すなわち、(1)製造物の有用性と必要性、(2)損害発生の蓋然性と損害の程度、(3)代替設計の可能性、(4)製造者による危険回避可能性、(5)消費者による危険防止可能性、(6)危険に対する消費者の認識、(7)製造者による損失分散の可能性である。

以下、わが国の過去の判例において検討対象とされてきた、三つの類型について、それぞれ考察する。

(一) 製造物の特性

欠陥を判断する際の考慮事情として、第一に、当該製造物の特性があげられる。これは、腐りやすいとか、壊れやすいとかいうような製造物自身が有する固有性の特性のことである。製造物はそれぞれ特性を異にするが、一般的に、その特性項目を列挙すると、(1)製造物の表示、(2)製造物の効用・有用性、(3)被害発生の蓋然性とその

程度、(4)製造物の通常使用期間・耐用期間、(5)価格対効果が含まれるものとされる⁽¹²⁾。

製造物の特性における項目を検討する。

(1) 製造物の表示

化粧品を例にとると、新しい化粧品を使用したところ、顔が黒皮症となり、あるいは腫れあがるなどの症状が発生した場合、その取扱いに関する用法・用量などの表示が不十分であった場合等である。

(2) 製造物の効用・有用性

医薬品を例にとると、薬効と副作用の関係においてその危険性にもかかわらず、有用性が肯定される場合である。判例としては、第一次クロロキン網膜症事件(東京地裁判決 昭和五七年二月一日)がある。判示の中で「クロロキン製剤は……この副作用とその各適応に対する効果、医療上の必要度等とを対比して考えると、その危険性にもかかわらず有用性が肯定しうるのは……」として、一部認めた。

(3) 被害発生⁽¹³⁾の蓋然性とその程度

水道水の事例として、成長期にフッ素を含む水道水を飲用したため斑状歯となった事案につき、発生した障害の度合いの軽微さと、水道水の有用性との比較衡量を行い、水道事業者の過失責任を否定した判示として、西宮水道斑状歯事件(最高裁第三小法廷判決 平成五年一月一七日)がある。

(4) 製造物の通常使用期間・耐用期間

電器製品を例にとると、日常、家庭等で使用する電化製品は、そ

の補修部品の最低保有期間が一つの目安となる。その期間を超えて使用し続けた後に事故が発生した場合には、欠陥の有無について考慮されるべき事情となる。

(5) 価格対効果

自動車为例にとると、最新の高級乗用車にはエア・バッグ等の安全装備が常備されている。しかしながら、このような高価で最新の安全装備は、開発されてから日も浅く、普及率も低い。これを安全だからといって大衆車に常備すれば、販売価格は上昇し、売り上げの減少を招くことも当然予想されるため、オプション装備となっている。エア・バッグを装備することによって得られる安全性の程度や効果とメーカーの価格戦略との関係において、このような現実の状況下では単にその安全装備がないからといって、その自動車に欠陥があるとはいえない。

(二) 使用形態

欠陥を判断する際の考慮事情として、第二に、通常予見される使用形態がある。これは、社会通念上、普通人が予見し合理的に使用する形態をいう。換言すれば、普通ではとうてい予想できないような使用や不適正な使用形態を前提として欠陥を判断すべきではないということである。すなわち、普通人が通常予見することができない範囲の誤使用については、それを考慮した設計や指示・警告がなされていなければ明らかに欠陥といえるであろう。

たとえば、三 欠陥の分類で詳述した如く、「背もたれ前倒事件」横

浜地裁判決 昭和五〇年二月四日」のように、前部座席の背もたれを一度前に倒して乗降するツードアタイプの軽自動車で、急停車の際、後部座席の者が前部背もたれに手をつけて身体を支えたところ、その背もたれには前倒防止装置がなかったため、前に倒れて負傷したという事案につき、助手席背もたれの本来の機能とは別に、前部背もたれにより身体を支える副次的機能も有しているとして、前部座席の背もたれに前倒防止装置を付けておくべきことは、通常の社会通念上当然であるとして、これが備えられていない自動車には欠陥があると認めてよいと判示した。

しかし、合理的に予見できない誤使用は、欠陥判断の対象から除外されるべきであろう。関連事例として、よくたとえ話に引用されるアメリカでの猫と電子レンジのケースもこの一つである。すなわち、電子レンジを用いて濡れた猫を乾かしていたら死んでしまったがこれは電子レンジの使用上の注意書に猫を乾かすなどは表示されていないかつたとの理由で訴訟を起こしたというものである(ただし、この話は、ジョークで話されたものが真実の如く伝えられたものであるらしい)。これは、社会通念上、通常予見される使用形態とは考えられず、製造業者に注意書になかったからといって製造物責任を問うことは行き過ぎであろう。

このように、消費者の不適正な使用による被害も、製造物の特性が既に消費者に認知されていたり、指示・警告が明確かつ適切になされているときは、欠陥にあたらなるとされる。

(三) 引き渡し時期

欠陥を判断する際の考慮事情として、第三に、当該製造物を引き渡した時期がある。すなわち、当該製造物の製造者等がその製品を最初に流通に置いた時点を引き渡しした時期ということである。

たとえば、引き渡し時期を製造時に置いた場合には、販売時点で危険が判明していても既に時期を逸して欠陥を判断することが困難である。また、複雑な流通過程の途上、あるいは使用されて事故が発生した時点では、流通経路における時点での安全技術水準では欠陥とされなかった製品が、その後、より安全な新製品の出現によって欠陥とされるならば、製造者の製品化への意欲が損なわれることになりかねない。この考慮事情は、当該製造物を引き渡した時期の知識や技術水準等の実現可能性の問題として欠陥を判断すべきことを示している。仮に、前述したエアバッグが、現在は完全に普及し、大衆車にも常備されているものであるとしても、欠陥車と指摘された自動車が一〇年以前の製造であって、その時代にはエアバッグを装備している自動車はほとんどなかったということであるなら、現在の常識をもって、その車を欠陥があるとはいえないということである。日進月歩で技術革新が進む今日では、現在を基準として、過去の製品について欠陥を判断することは極めて危険である。

EC指令においても、その第六条二項において「製造物は、その後より良い製造物が流通過程に置かれたという理由だけをもって、欠陥があると考えべきではない」としている。

また、イギリス消費者保護法第三条には、「問題となっている製造

物の安全性よりその後に供給された製造物の安全性の方が高いという事実だけをもって、欠陥を推定するものではない」としている。

このことから、欠陥の判断の基準時点は、その製造者の支配が及ぶ限界である製品の引き渡し時点とすべきであると考えられる。そうでないと、製造者に多大の責任を負わせることになり、ひいてはより安全な製品を開発しようとする意欲を削ぐことにもなりかねないからである。

ここにいう「引き渡し」とは、製品の占有を移転することである。これには、現実の引き渡しのほかに、簡易の引き渡し（民法第一八二条二項）、占有改定（同第一八三条）、指図による占有移転（同一八四条）があるが、製造者の製品に対する支配関係は、この引き渡しによって終了する。すなわち、製品が流通に置かれる時点で欠陥がなかった製造物については、製造者に対してその責任を問えないということになる。

(四) その他の当該製造物に係る事情

欠陥の判断要素たる三類型、製造物の特性、使用形態、引き渡した時期は例示的考慮事情として、あくまで欠陥を判断する際の例示的要素にとどまる。続いて、「その他の当該製造物に係る事情を考慮して」とされる本項の規定は、他の判断要素とあわせて当該製造物に係る一切の事情を総合的に考慮して、その製造物に欠陥があるかないかを判断しようとするものである。

これに関連して、国生審報告の要旨は以下の如くである。

(1) 製造者がより安全性の高い製品を開発し、あるいは危険のある製品を市場から回収する意欲を阻害しないために、「より安全な製品が現に存在する」、「後により安全な製品が上市された」、「当該製品が改良された」、「当該製造物がリコールの対象となった」という点だけを根拠に欠陥があると認定すべきではない。ただし、他の判断要素とあわせて総合的に考慮することは許される。

(2) 有用性がきわめて高いため、高い危険性を社会的に許容しなければならぬ医薬品などについては、危険性が有用性を上回る場合に限り欠陥があるとされなければならない。したがって、医薬品は副作用があることのみをもって欠陥があることはできず、副作用が当該医薬品の有用性を考慮してもなお許容されない場合に、欠陥があるとすべきである。

(3) 消費者側の特殊な事情によって被害発生が大きく左右される場合については、慎重に判断すべきである。例えば、産業機械や医療機器などは、使用者の専門的知識や技量によって結果が大きく左右されるので、製品の欠陥によるものか、使用者の知識・技量の不足によるものかが慎重に検討されなければならない。

(4) 化粧品や医薬部外品による皮膚トラブルなどは、消費者の特異な体質、体調との関連で生じることがあるので、トラブルの発生をもつてただちに欠陥とすることは適当ではない。また、食品の摂取による被害は、消費者の体質や体調によって影響を受けるだけでなく、食品は経時変化が大きく、組み合わせで摂取されることが多いという特性を配慮して、欠陥の有無を判断しなければならない。

(5) 自動車のエアバッグのように、安全性にかかわるオプションが用意され、その情報が提供されているにもかかわらず当該オプションを選択しなかった場合には、そのオプションが装備されていないことをもつて欠陥があるということとはできない。

(6) 欠陥が天災等の不可抗力によって発生した場合には、その欠陥を有する製品を供給しないことが可能な場合を除き、製造者等にその欠陥についての責任を負わすべきではない。

(五) 行政上の基準

行政上の安全基準は、行政上の取締法規に基づき、製品の製造、販売又は使用に際して安全性を確保するための最低の安全基準を定めたもので、火薬取締法、毒物及び劇物取締法、道路運送車両法などがある。これらは製品の流通又は使用に際して事前に危険の防止を図ろうとする取締法規であり、民事責任である製造物責任とは制度の趣旨を異にし、行政上の安全基準に違反していないという事実をもって直ちに欠陥がないとはいえない。

前出、判例の背もたれ前倒防止装置事件につき、保安基準上、自動車の座席の背もたれ前倒防止装置は義務づけられていなかったが、「保安基準は取締規定にすぎず、これに違反しないことをもつて製造上の過失なしとすることはできない」(最高裁判決 昭和五三年七月二五日 判時九〇九号四五頁)とした。また、「転倒防止グリップ事件では、除雪用ドーザに操作者の転倒防止グリップが装備されていないため、後進させた際転倒により負傷した。このため、

ドーザの製造会社と雇用主に対して損害賠償を請求した事案につき、労働安全衛生法等の安全取締規定に合致していても、他の除雪機には例外なく装備されているグリップが装備されていなかったのは、製造者及び雇用主の過失であると判示した（長野地裁判決 昭和六一年三月二十七日 判タ五九二号一三三頁）。

しかし、当該製造物が行政上の安全基準に適合している場合には、特段の事情がない限り欠陥がないものと推定して差しつかえないであろう。判例として、「ダンプペアリング破損事件」（東京地裁判決 昭和五四年一月二十五日 交通二二卷六号一六七九頁）がある。

事案は、原告が二トン積ダンプを運転して下り坂を走行中、突然制動及びハンドル操作が不能となり、カーブを曲がり切れず転落して、同乗者が死亡したものである。事故の原因は左前車輪のペアリングが破損した結果これが脱輪したため制動が利かなくなり、ハンドル操作もできなくなったとして、自動車メーカー、ペアリング製造者及び自動車販売業者に対して不法行為責任に基づく損害賠償を請求したものであった。これに対する判示は、道路運送車両の保安基準について「そもそも自動車のような本来的に危険性を有するものの製造に当たっては、単に保安基準に適合しているからといって直ちに欠陥ないし製造上の過失がないとはいえないが、右保安基準に適合していれば特段の事情がない限り一応欠陥ないし製造上の過失がないとみるべき」とした上で「本件事故車に構造上の欠陥ないし製造上の過失があったものということはできない」とし、原告の請求を棄却した。右事案を製造物責任法にあてはめて考察したとし

ても、欠陥を認定することは困難と思われる。

五 欠陥の判断基準

本法第二条二項における「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いている」とき、当該製造物には欠陥があるとして、その欠陥判断にあたり考慮すべき事情を「製造物の特性」「通常予見される使用形態」「製造物を引き渡した時期」の三点に例示したことは、既に、欠陥の判断要素で詳述した。ここで、「当該製造物が通常有すべき」とは、当該製造物が考慮事情を総合的にとらえた上で、一般の社会通念に照らしてその有する性能や設備などの面で当然に具備されているべきことを言うものである。そして、この欠陥の定義は、通常人の立場で安全性の欠如を判断しようとするものである。しかしながら、本項においては、一般的定義として規定はされていない。その判断基準にたいしては明確に類型として定められていない。その点で言えば、アメリカ合衆国の判例法において、欠陥の判断基準として採用されている三つの類型が参考となる。

すなわち、消費者期待基準（Consumer Expectation Test）、危険効用基準（Risk-Utility Test）、標準逸脱基準（Deviation from the Norm Test）である。

(一) 消費者期待基準

消費者期待基準とは設計上の欠陥および指示・警告上の欠陥に関

し、製造物が通常の消費者の期待する安全性を欠くもので、予期する以上に危険なものである場合には、欠陥が認定されるというものである。換言すれば、消費者が期待する安全性を備えているかどうかを基準とするもので、すべての種類の欠陥の判断基準となりうるものである。アメリカ合衆国において、一九六五年、第二次不法行為法リステイメント第四〇二A条が公表され、ヒートン事件（オレゴン州最高裁判決 1967 Heaton, v. Ford Motor Co.）など判例中にも非常に多く採用されているが、反面、いくつかの問題点が指摘されている。すなわち「陪審は何をもって、通常の消費者であるとするかを理解できないため、ときとして、最も身近な自らを基準として消費者の期待を判断する傾向」があり、また、「医薬品など高度な科学的知識にもとづく判断が要求される場合において、消費者は、その製造物について、どこまでの安全性を期待できるのかを判断することができない可能性が存在するなどとされる。すなわち、消費者とは、どの程度のレベルの者を指すのか、またそのような消費者が正当に期待する安全性はどのようなものが必ずしも明らかではない。さらに、消費者期待基準の下において、明白な危険を有する製造物は、欠陥を有しないという不合理が生じる。すなわち、消費者は、明白な危険を有する製造物に関する限り、その危険の明白性の故にもはや安全性を期待することができなくなるため、消費者期待基準によっては欠陥の存在を肯定できなくなってしまうのである。³⁹⁾

(二) 危険効用基準

危険効用基準とは、製造物によってもたらされる危険が、その効用を上回っている場合に欠陥の存在を認めようとする考え方である。一部の製造物については、その危険性の大きさと、それにも増して社会的有用性が極めて高いことから、総合的に比較して社会的に許容せざるを得ないものがある。

たとえば、薬効の高い医薬品には一定の副作用があるが、ある程度の副作用は許された危険である。この薬効のメリットよりもデメリットの副作用の方が上回れば、その医薬品には欠陥があると判断せざるを得ない。これがアメリカ合衆国の判例法により形成されてきた危険効用基準である。しかし、危険効用基準において考慮すべき要素を最も一般的な形で示したものが、ウェード教授 (John W. Wade) の七要素である。⁴⁰⁾

それによると、効用と危険の比較衡量のさい、考慮されるべき要素として (1) 当該製品の有用性と望ましき、(2) 同一の需要を充たす、より安全な代替製品の利用可能性 (3) 被害の重大性と蓋然性 (4) 危険の明白さ (5) 危険についての共通した知識と一般人の予期 (6) 製品を使用する際使用者の注意によって被害を回避できる可能性 (指示・警告の効果を含む) (7) 製品の有用性を著しく阻害し又は過大な費用をかけることなく危険を除去できる可能性をあげている。

これに応ずるように、判例もウェードの七つの要素を基礎として、次に掲げる要素を考慮すべきものとしている。(1) 製造物の有用性と必要性、および製造物の利用者および社会全体に対する製造物の有

用性 (2)問題の設計によってもたらされる危険の程度 (3)そのような危険の発生する可能性およびその重大性 (4)より安全な代替設計の科学的可能性および技術的可能性 (5)同一の需要を満足する安全な代替製造物の入手可能性 (6)改良設計にかかる費用 (7)代替設計によって製造物または消費者に生じる悪影響 (8)一般人の知識、製造物の明白な性質、適切な警告または指示のなどによって、製造物の利用者に対し、期待することのできる製造物の本来的危険についての認識、およびその危険の回避可能性 (9)危険に対する一般的認識、通常の一般人の期待 (10)指示および警告の効果など、製造物の使用における注意義務の行使によって製造物の利用者が危険を回避しうる可能性 (11)製造物の効用を著しく損なうことなく、値段を不当に引き上げることなく、危険を除去することのできる製造者の能力 (12)製造時における技術的水準 (13)価格設定または保険の購入によって、製造業者が損失を分散できる現実的可能性⁽⁴⁾。

わが国の判例中、福岡スモン病事件(福岡地裁判決 昭和五三年一月一四日)において、この考え方が採用されている。すなわち、「医薬品の特性として、特にその有用性の代償としての副作用につき、副作用を有することがただちにその医薬品が欠陥品であることを意味するものではない……医薬品の両刃の剣的性質に鑑みれば、医薬品の価値に対する評価は、その有する効果と安全性との比較衡量によって決められることになる」として、副作用における効果とバランス、代用薬の有無、副作用症状の重さなどの点を考慮すべきこととしている。

また、エレベーター事件(東京地裁判決 平成五年四月二八日 判時一四八〇号九二頁)において、入院患者が院内エレベーターに乗り込む際に、エレベーターの床面と扉のセーフティシューの下端にはさまれて傷害を負った事案につき「本件エレベーターのように、広く一般公衆の利用に供される電器機器を製造し、販売する被告としては、通常の利用によって生じうる人の身体、生命、財産等に対する予見可能な危険を回避し、人の身体、財産への被害発生を防止するよう設計し製造すべき注意義務を負うものと解される。……かかる業務を営む被告としては、予見しうる危険を回避し、利用者の身体、財産等の被害を防止すべく注意し、そのために必要な措置を構うべき注意義務を負う……」と判示して被告の過失責任を認めた。これは過失責任に係る事例ではあるが、危険効用基準に、より近い考え方である。この危険効用基準は、その有用性と危険度を比較する点において設計段階であることから、特に設計上の欠陥を判断する場合に適した基準である。

(三) 標準逸脱基準

標準逸脱基準とは、製造物がその通常の状態から逸脱していた場合において、欠陥の存在を認定しようとする考え方である。

換言すれば、製造上の欠陥に関し、製造者の意図した設計や仕様と異なった製造物に欠陥の存在を認めようというものである。特に製造過程における不良品、いわゆる外れ玉による欠陥の場合である。これは、同一生産過程で製造された他の製品が備えている安全性を

備えておらず、しかもその標準を一定限度逸脱しているようなときに、その製品に欠陥があるというものである。これは明白に、製造上の欠陥の判断基準の一つとなるべき概念である。

六 おわりに

製造物責任法における欠陥の概念を欧米やわが国の制度の推移や代表的判例を通して考察を進めてきたわけであるが、最後に、製造物責任法全体としての立法メリットとそれに対するいくつかの論点及び課題を指摘しておきたい。

第一に、欠陥製品によって消費者が被害を受けた場合に、被害者はメーカーの過失の有無にかかわらず、製品に欠陥があるというだけで損害賠償を受けることができ、欠陥製品による被害が救済されやすくなったということである。

第二に、製品に欠陥があることが要件となつて、製品に対する製造者の安全性への管理体制作りや製品自身の安全性への高まりが期待できることである。

第三に、危険で粗悪な製品が安いという理由だけで良く売れるという事態は生じなくなると推定される。いわゆる安全性の高い製品は、安心と信頼を生ずる結果、相対的によく売れ、大量生産を可能にする結果製品価格も相応に設定でき、健全な市場形成へと進むことになると考えられる。

第四に、欠陥による事故によって損害賠償を求められたとしても、

製造物責任保険（いわゆるP.L.保険）による負担の分散化が可能となる。これは一種の社会保障的機能を有し、被害者たる消費者の被害の救済に有効であるばかりか、中小零細企業の製造者に過大の負担を強いることによって、その企業基盤をあやうくする危険を回避することにも役立つ。

第五に、製造物責任の制度が世界共通のものになることによって、今後世界各地で生産される多種多様の製品の洪水の中で、外国製品といえどもわが国の製品と同様の製造物責任が追求でき、被害者の救済が可能であるならば全世界の公平な制度として、国際協調の面からも有効に機能できるであろう。

このように、製造物責任法の制度によって欠陥製品の事故に対する消費者の被害救済の制度が確立されたが、当初、産業界の強い反対もあつて、容易に実現することができなかった。この間、学界、消費者団体など各方面からの根強い要望や、制度の導入はもはや世界の趨勢となつてきたことによつて、ようやく陽の目を見たわけであるが、欧米や他の諸国とくらべても遅きに失した感はまぬがれない。しかし、本来この歓迎されるべき本法においても、なおいくつかの問題があり、それを指摘する。

第一に、本法はわずか六ヶ条の極めて少ない条文からなり、その詳細を裁判所の解釈と運用に委ねる幅を残しつつ、未だ判例の動向が明らかでないことである。すなわち、考察してきた欠陥の概念それ自身も、今後の具体的な事件を通じ、従来の「過失」にかわる責任要件として、具体的に形成してゆく必要がある。

第二に、製造時の科学、技術水準では予見できなかった「欠陥」については、製造者等に免責を認める「開発危険の抗弁」も採用されたが、これは被害者救済の観点からすると、むしろ、製造者等に肩入れした産業界寄りの内容であると思われる。それゆえ、既に述べた如く、すべて今後の具体的事件の中で真に消費者の保護救済に役立つ、解釈運用の蓄積が最も求められるところである。

第三に、製造物の範囲の中で、特に「加工と未加工の区別」。

第四に、製造業者等のあてはめ、認定の問題。

第五に、条文化されなかったが、欠陥・因果関係の推定の問題。

第六に、欠陥の存在時期の推定について、事実上の推定の積極的な活用の方。

第七に、証拠開示の改正民事訴訟法への盛り込み。

第八に、拡大損害の概念の形成。

第九に、被害者の証明責任の負担がまだ大きい。実際の裁判における証明責任の運用如何では、本法の法的効果が大きく削がれるおそれもある。

第一〇に、損害賠償の範囲の問題がある。わが国の法令には、自動車損害賠償補償に関する自動車損害賠償保障法があり、判例も多く参酌に値する。

残された課題の多くは、幾多の研究者による研究発表の成果と今後の具体的事件に即した裁判所の解釈によって解決をはかる努力がなされるであろう。

いずれにせよ、わが国の製造物責任法は、欧州連合に遅れること

約一〇年、アメリカ合衆国における厳格責任の採用から約三〇年後であり、未だその緒に付いたばかりである。製造物責任法の先進国である欧米諸国、特にアメリカ合衆国における判例法は、三〇年間に亘り多くの批判にさらされつつも改正を加え現在に至っているものであり、それゆえ、わが国においても格好の判示となり得るであろう。

本稿で指摘した欠陥の概念の多くは、わが国の今後の裁判における解釈と運用に委ねられた。それゆえ、製造物責任訴訟に関する今後の判例の動向を、注意深く見守ってゆく必要がある。

注

- (1) 山本庸幸著「注釈製造物責任法」八―九頁、ぎょうせい
 - (2) 山本前掲書 九頁
 - (3) 長瀬二三男著「製造物責任法の解釈」三頁、一橋出版
 - (4) 山本前掲書 三五頁
 - (5) 長瀬前掲書 二六頁
 - (6) 山本前掲書 四四―四五頁
 - (7) 山本前掲書 一八四頁
 - (8) 安田総合研究所編「製造物責任」(二版) 六三―六四頁、有斐閣
 - (9) 山本前掲書 三〇四頁
 - (10) 朝見行弘著「欧米とわが国の製造物責任法の比較」法学セミナーNo.四七八、三八頁
- (11) Wade, On the Nature of Strict Tort Liability for Products, 11

Miss. L. J. 825.837-36(1973)

- (12) 衆議院商工委員会議録 平成六年六月三日 一九九
- (13) 安田前掲書 六七頁
- (14) Wade前掲書及び経済企画庁編『製造物責任法の論点』三八頁、商事
法務研究会
- (15) 安田前掲書 六八頁

参 考 文 献

- (1) 山本庸幸著『注釈製造物責任法』ぎょうせい、一九九四年
- (2) 小林秀之著『製造物責任法』（改訂版）中央経済社、一九九三年
- (3) 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『製造物責任の新しい視
点』大蔵省印刷局、一九八八年
- (4) 経済企画庁同課編『製造物責任の論点』商事法務研究会
- (5) 安田総合研究所編『製造物責任』（二版）有斐閣、一九九一年
- (6) 東京海上研究所編『国際製造物責任法』商事法務研究会、一九九三年
- (7) 東京海上研究所編『製造物責任法大系工（理論編）』弘文堂、一九九
四年
- (8) 長瀬二三男著『製造物責任法の解説』一橋出版、一九九五年
- (9) 林田学著『PL法完全対応マニュアル』中央経済社、一九九四年
- (10) 浦川道太郎著『PL法とはどんな法律か』法学セミナーNo.四七八、一
九九四年
- (11) A. S. Weinstein A. D. Twerski H. R. Piehler W. A. Donaher 共著
PRODUCTS LIABILITY AND THE REASONABLY SAFE PROD-
UCT 1981（製造物責任と企業戦略）シャテック出版

参考判例（自動車関連について）

- (1) 自動車正面衝突事件（山形地裁判決 昭四六・六・二九）
- (2) 中古自動車整備不良事件（大分地裁判決 昭四七・三・二）
- (3) プレーキ故障追突事件（東京地裁判決 昭四七・八・二八）
- (4) タイヤ摩耗事件（京都地裁判決 昭四八・一・二〇）
- (5) プレーキ故障追突事件控訴審（東京高裁判決 昭四八・五・三〇）
- (6) 自動車安全ベルト事件（京都地裁判決 昭四八・一一・三〇）
- (7) プレーキ整備不良事件（京都地裁判決 昭四九・一一・二九）
- (8) ダンプ荷台故障事件（横浜地裁判決 昭四九・一一・一九）
- (9) 背もたれ前倒し事件（横浜地裁判決 昭五〇・二・四）
- (10) トラック部品脱落事件（静岡地裁判決 昭五〇・三・一一）
- (11) ダンプ荷台落下事件（福岡地裁判決 昭五〇・五・二〇）
- (12) 改造中古ダンプブレーキ不良事件（金沢地裁判決 昭五一・七・一六）
- (13) 軽自動車タイヤ摩耗事件（福岡地裁判決 昭五二・二・一五）
- (14) 背もたれ前倒し事件控訴審（東京高裁判決 昭五二・七・四）
- (15) スペアタイヤ破裂事件（東京地裁判決 昭五三・三・二五）
- (16) 背もたれ前倒し事件上告審（最高裁第三小判決 昭五三・七・二五）
- (17) ダンプペアリング破損事件（東京地裁判決 昭五四・一一・二五）
- (18) 改造中古ダンプブレーキ不良事件控訴審（名古屋高裁金沢支部判決
昭五六・一・二八）
- (19) トラック火災事件（東京地裁判決 昭五八・七・一八）
- (20) ピントルフック事件（東京地裁判決 昭六〇・六・二二）